

1 0 月 1 6 日 (第 1 号)

平成25年第6回豊能町議会臨時会会議録目次

平成25年10月16日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3

（議案提案理由説明・質疑・討論・採決）

第48号議案	豊能町教育委員会委員の任命につき同意を 求めることについて	3
第49号議案	豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任に つき同意を求めることについて	4
第50号議案	工事請負契約の締結について	4
第51号議案	工事請負契約の一部変更について	5
第52号議案	豊能町監査委員の選任につき同意を求め ることについて	6
第7号議会議案	豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例改正の件	7
町長あいさつ		13
閉会の宣告		13

平成25年第6回豊能町議会臨時会会議録（第1号）

年 月 日 平成25年10月16日（水）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番 野村 剛志	2 番 管野英美子
3 番 永谷 幸弘	4 番 橋本 謙司
5 番 井川 佳子	6 番 高橋 充徳
7 番 岩城 重義	8 番 小寺 正人
9 番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	田中 龍一	副 町 長	中井 勝次
教 育 長	石塚 謙二	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	木田 正裕	建設環境部長	石田 望
上下水道部長	高 秀雄	教 育 次 長	今中 泰行
消 防 長	西本 好美	会 計 管 理 者	川上 和博

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	乾 利昭	書 記	杉田 庄司
書 記	高橋 欣也		

議事日程

平成25年10月16日（水）午後1時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 第48号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 第49号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 第50号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 第51号議案 工事請負契約の一部変更について
- 追加日程第1 第52号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第2 第7号議会議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件

開会 午後1時00分

○議長（竹谷 勝君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第6回豊能町議会臨時会を開会いたします。

臨時会に当たりまして、町長より発言を求められていますので、これを許します。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

皆様、こんにちは。

平成25年第6回豊能町議会臨時会開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は明け方に、大型の台風26号が近畿に接近いたしました。豊能町でも、防災担当の一部の職員が徹夜で待機しておりましたが、大阪府では警報の発令はなく、注意報の発令にとどまり、豊能町におきましても、とりたてて災害は発生いたしませんでした。しかし、このような中、またお忙しいところ全員御参加いただきまして、本当にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

さて、本日臨時会に提案させていただいております議案につきまして、人事案件2件、そして工事請負契約関連が2件と追加議案の1件、合計5件でございます。どうかよろしく御審議いただきまして、御承認、御決定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番・永谷幸弘議員及び4番・橋本謙司議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3「第48号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

第48号議案、豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

本件は、教育委員会委員の任期満了に伴う同委員の任命に際し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする方の御住所は、大阪府豊能郡豊能町新光風台3丁目20番地の6。お名前は、太田佳子さんです。

生年月日は、昭和30年3月28日でございます。

太田さんには、平成9年10月から教育委員を務めていただいております。このたび引き続きの任命をお願いするものでございます。

なお、任期は平成25年10月23日か

ら平成29年10月22日までの4年間
でございます。

御審議の上、御同意賜りますよう、よろ
しくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛
成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第48号議案は、原案のとおり
同意することに決定いたしました。

日程第4「第49号議案 豊能町固定資
産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

第49号議案、豊能町固定資産評価審査
委員会委員の選任につき同意を求めること
について、御説明申し上げます。

本件は、固定資産評価審査委員会委員の
任期満了に伴う同委員の選任に際し、地方
税法第423条第3項の規定により、議会
の同意を求めらるものでございます。

同意をお願いする方の御住所は、大阪府
豊能郡豊能町ときわ台6丁目21番地の5。

お名前は、岩崎弘さん。

生年月日は、昭和21年8月4日でご
ざいます。

岩崎さんは、関西大学を御卒業後、民間
企業を経て昭和48年4月に東能勢村、現
在の豊能町に就職され、総務部長、町長公
室長、吉川支所長、水道事業所長などを歴
任され、平成19年3月に豊能町を定年退
職なさいました。平成22年5月からは総
務大臣の委嘱を受けて行政相談委員として
御活躍中でございます。

なお、任期は、平成25年12月10日
から平成28年12月9日までの3年間で
ございます。

御審議の上、御同意賜りますよう、よろ
しくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛
成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第49号議案は、原案のとおり
同意することに決定いたしました。

日程第5「第50号議案 工事請負契約
の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

それでは、第50号議案、工事請負契約
の締結について、御説明申し上げます。

本件は、下水道事業ときわ台中継ポンプ
場長寿命化工事請負契約の締結について、

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

契約の目的は、下水道事業ときわ台中継ポンプ場長寿命化工事。

契約金額は、1億7,302万4,640円。

契約の相手方は、大阪市北区堂島一丁目6番20号堂島アバンザ、株式会社荏原製作所大阪支社、支社長廣野清志。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

この入札の予定価格は、税別で1億8,848万円で、最低制限価格は税別で1億6,020万8,000円でございます。

入札参加業者は4社で、4社とも最低制限価格での入札であったため、くじ引きにより落札者を決定したものでございます。

落札率は85%でございます。

なお、工期は平成27年2月28日まででございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第50号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「第51号議案 工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

それでは、第51号議案、工事請負契約の一部変更について、御説明申し上げます。

本件は、光風台大橋耐震補強工事の変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次のページをお開き願います。

契約の目的は、光風台大橋耐震補強工事。

契約金額は、6,863万5,350円から8,062万8,450円に増額変更するものでございます。

契約の相手方は、大阪府吹田市江坂町三丁目3番1号、株式会社紙谷工務店、代表取締役紙谷繁夫でございます。

なお、本件は、橋面舗装のひび割れや橋面防水の劣化など、橋梁の長寿命化として必要な修繕であるため、本工事を増額変更し施工するものでございます。

また、工期を、平成26年2月28日まで延長いたします。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

岩城重義議員。

○7番（岩城重義君）

7番・岩城です。

追加工事になってますけども、何で別工事として町内業者等に発注しなかったのか、お教えをお願いします。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

石田建設環境部長。

○建設環境部長（石田 望君）

お答えいたします。

この工事につきましては金額が大きいですから、今の工事に追加いたしまして、経費等が相当安くつくということで、合算で出させていただくことにいたしました。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

岩城重義議員。

○7番（岩城重義君）

7番・岩城です。

町内業者の育成等について、建設環境部長はどのようにお考えかお教えをお願いします。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

石田建設環境部長。

○建設環境部長（石田 望君）

町内業者の育成につきましては重要やと思っております。

今回の場合、舗装等につきましても普通のアスファルトではないということ等がございましたので、契約変更ということで増額させていただいたものでございます。

○議長（竹谷 勝君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第51号議案は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開は、放送をもってお知らせいたします。

（午後1時15分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（竹谷 勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、町長から「第52号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって「第52号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1「第52号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、高尾靖子議員の退席を求めます。

（12番・高尾靖子議員 退席）

○議長（竹谷 勝君）

提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

第52号議案、豊能町監査委員の選任に

つき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

本件は、議員選出の監査委員の任期満了に伴い、監査委員を議員のうちから選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする議員の御住所は、大阪府豊能郡豊能町光風台2丁目19番地の1。

お名前は、高尾靖子さん。

生年月日は、昭和19年5月17日でございます。

御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第52号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

高尾靖子議員、着席をお願いいたします。

（12番・高尾靖子議員 着席）

○議長（竹谷 勝君）

この際、暫時休憩いたします。再開は、午後2時55分といたします。

（午後2時44分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（竹谷 勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、橋本謙司議員ほか1名から、「第7号議会議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって、第7号議会議案を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2「第7号議会議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

4番・橋本でございます。

第7号議会議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件。

豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年10月16日提出。

提出者、豊能町議会議員、橋本謙司。

賛成者、同、福岡邦彬。

提案理由、財政健全化の一環として、豊能町議会議員の議員報酬を減額する。

豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年豊能町条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6 議会の議長、副議長及び議員の議員

報酬（期末手当の算出の基礎となるものを含む。）は、平成25年11月1日から平成26年10月31日までの間において、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。

附則、この条例は、平成25年11月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

橋本議員にお尋ねします。

議会基本条例というのが7月1日に発効いたしました。それによりますと、これについては第15条でしたかね、これに従うということになってると思うんですけど、なぜそれを、手続を踏まないのか、それを答弁してもらえますか。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

4番・橋本です。

今、小寺議員の御質疑にお答えします。

ちょっと、今、第15条のどの部分かということをお指摘なかったので、よくわかりませんが、触れるとすれば第15条の第2項「議員定数及び議員報酬の改定に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。」というところに触れるのではないかという御指摘だと思いますけども、この点については、確かに私も当時、議会活性化特別委員会の副委員長として携わってきました。この点については若干補足が足りなかったのかなと思いますけども、この議員定数及び議員報酬

の改定というものについては、条例の本則、例えば議員報酬であれば30万円というところを変えるのであれば、やはりこういうような参考人制度なり公聴会制度等々、やはり住民の意見等も踏まえながら、しっかりと議論するべきだということだというふうに解釈しております。よって、今回のこの5%削減については、当然議員の善意でやるべきものですし、特にこの部分については触れないというふうに私自身は解釈しています。

以上です。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

同じく第18条、ただいま読み上げますが、「この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則、規程等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。」。解説の中には、「議会はこの条例を基本とし、議会に関する条例・規則・規定を制定または改廃するときは、この条例に沿った判断をすることを規定。」していると。で、補則。さらに、これは議論の中で出ておった話でございますけれど、他市町村では最高規範性と条項へ記載しているところもあるが、当豊能町では、さまざまな議論を経て、最高規範性は記載しないことになったと。要するに最高規範性を書かなくても条例の目的は達成できるという議論になったと思います。だからこの第18条は、最高規範性という項目が最初入ってたはずで。これを違反するということになると、全てのこの基本条例を否定することになりはしませんか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

橋本です。

今おっしゃった、第10章補則の第18条、この点の、「議会に関する他の条例、規則、規程等を制定又は改廃するとき」、これ、今、今回が多分そのときだと思えますけども、「この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。」ということで、この本議員報酬については、先ほど申し上げた第15条に当たると思っています。この趣旨に、先ほども申し上げたように、私は逸脱しているとは思っていません。これは議会基本条例の中で特に問題があるというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

条例というのは、今回も条例を制定しようとしてるわけやから、全ての条例を指してるわけです。特殊なことを言っているわけではなし、規則言うたら全ての規則を指して、規程は全ての規程を指してるわけです。だからそういう特例というか、例外を認めるようなことをすれば、この基本条例そのものが崩れるということになりますよね。この立派な基本条例が泣くということになります。そして、その信頼性を失ってしまうということですから、この規定に従ってやるべきであると思っていますが、いかがですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

橋本です。

この点については、きっと見解の相違だというふうに思っています。先ほども私、申し上げたように「議員定数及び議員報酬の改定に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。」。この点については、今回この5%を削減するか否かということだけでなく、本来の本則の30万円をさわりにいくときには、やはりこういうような議論はしっかりしないといけないと。特に今回は削減であります。もしこれがふやすほうであれば、確かに大きな問題である。勝手にそんなふやして、議会の横暴で進めていく、こんなこと許されるわけではないと思っていますが、5%削減するという方向でもありますし、今回はやはり過去からの継続性、職員の皆さんが平成27年の3月まで給与を5%カットする、その痛みを分け合うという、議会の立場としてもそういうようなことは必要だというふうには私は考えています。ということで、これは別に議会基本条例、確かにこれに沿うことは非常に大事です。がしかし、これは議会のしっかりと秩序を保つ、ルールを守る、そういうようなことでつくられています。だから別にここに書かれている、確かにこの解釈の違いはあるかもわかりませんが、私自身は、先ほども申し上げたように、この文言に対してのルールを逸脱するということではないというふうに判断しております。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

ほか、ございませんか。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

1番・野村剛志です。

全ての条例においてというところが、この基本条例の中に記載されてありました。今回の第7号議会議案、ここに改正をされ

ようとする、これはプラスであろうとマイナスであろうと、改正でありますので、やはりルールに乗っていただきたいというふうに思います。違反をしていると思いません。

そしてまた、こういったこと、予算について参考人制度及び公聴制度等を十分に設けて議論をして行っていないと、本来の議会の運営、その目的に対して大変支障を来すものというふうに思われます。こういったことをしっかり含んで、議会基本条例というものは7月1日より施行されているものと思ひ、これをやっぱり遵守していただきたいというふうに意見として述べさせていただきます。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

質疑を、質疑。ではないです。はい。

○1番(野村剛志君)

済みません。はい。と思いますが、いかがですか。

○議長(竹谷 勝君)

答弁を求めます。

橋本謙司議員。

○4番(橋本謙司君)

ここについては、先ほど小寺議員のときにも述べました。確かに若干の見解の相違はあるかも知れませんが、やはりこの点については、先ほども申し上げましたとおりになりますけども、基本的にはこの議員定数及び議員報酬の改定というのは、今回の、大きく捉まれば確かに改定かも知れませんが、もともとのこの趣旨は、本則をやっぱり変えるという意味で、そういう細かな議論をしっかりとすべきだというふうに制定されたものだというふうに、私自身は解釈をしています。ただやはりその辺で、この点については、やはり再度、この、もしその辺の相違があるのであれば、

皆さんで議論をしなければいけないかも知れませんが、今現状、この点についてはこの条例に逸脱するという事はないというふうに私自身は考えています。

○議長(竹谷 勝君)

井川佳子議員。

○5番(井川佳子君)

財政健全化の一環としてという提案理由なんですけれども、財政健全化の一環として5%削減というのは、ちょっと、どなたかがおっしゃったように、焼け石に水というような感じもするんですけど、この5%というのはどこから算出された5%ですかね。

○議長(竹谷 勝君)

答弁を求めます。

橋本謙司議員。

○4番(橋本謙司君)

5%は、先ほども申し上げたように、今現在職員の皆さんが5%削減されているというところに、やはり合わせて痛みを分かち合うというところがございます。確かに財政の健全化という意味でいくと、年間350万円程度ですので、焼け石に水かも知れませんが、やはりそれ以上に、職員の皆さんとともに、この町のために頑張るということでは大切なことだと私自身は考えています。

○議長(竹谷 勝君)

井川佳子議員。

○5番(井川佳子君)

前回5%、議員報酬を削減いたしました。そのときは議会の放映をしようということで、そのお金も捻出するという意味もあって・・・(発言する者あり)5%下げて、そして議会の放映も実現したという経緯もあったと思うんですけども、今回その目的というのは何もないんですかね。

○議長(竹谷 勝君)

答弁を求めます。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

私は、前回の5%削減において、その議会放映に回すという概念はなかったように思いますけども、今回も同様、先ほど申し上げたように、職員の皆さんとともに歩むということで考えています。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、反対討論からお願いいたします。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

1番・野村剛志です。よろしくお願いたします。

反対討論。

平成25年7月1日施行の議会基本条例、第7章、議員定数及び議員報酬、第15条「議員定数及び議員報酬は、町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮して、別に条例で定める。2 議員定数及び議員報酬の改定に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員定数及び議員報酬の改定に係る条例案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合のほか、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。」と。

そして、第10章、補則、（他の条例等との関係）、第18条「この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則、規程等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を

尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。」と。の趣旨に反しているというふうに考え、またさらに、条例には一長一短あります。そしてこれを実行しても、財政に対して約年間300万円の削減効果は認められます。しかし、それに合わせて若い世代に負担を強いている。つまり、若い世代の議員を輩出するに当たっての障害となりかねない。また、議会力を弱め、議員の正常な活動を阻害するおそれがあり、議会構成において世代間の偏りが生じると懸念されます。参考人制度及び公聴会制度を十分活用することが必要である。基本条例第15条、第18条に違反であることを強く訴え、会派として反対討論いたします。

以上です。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

訂正。

○1番（野村剛志君）

訂正します。

会派代表として。

○議長（竹谷 勝君）

ほか、討論ございませんか。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

私は、この条例に賛成いたします。

この問題は、平成22年3月23日にさかのぼる議案でございます。そのときに私が発案して10%のカットを提案し、7対6で可決されたものでございます。そのときに私は、財政健全化、再建という言葉は使っておりません。なぜこのような議員の報酬について削減したかと申しますと、そのときにちょうど、豊能町の職員さんは5%カット、さらにその後、役職手当のカット等がございまして、兼業もできない職員がそのような痛みを分かち合っているの

に、議員何してんねんという感じで私は提案し、7対6で、1年限りでしたがやりました。しかしその後、報酬についてはたび重なる話をしました。皆様御存じのように、20%カットと言った方もいらっしゃいます。現実には提案されました。あるいはもっと上げろと言う人もいました。しかしそのような形の中で、私は、10%カットを1年間して、次の年の平成23年3月には現実には否決されました。しかしながら、この問題はずっと私の痛みとして、職員の痛みも私の痛みも一緒ですが、そのような形の中でずっと思っておりましたし、ちょうどそのときに議会活性化特別委員会の前に議会活性化検討委員会、副議長を座長としてやった中で、できるだけ早くしましよよというような形の中で、この問題についても語っていただきました。私は本来は、公約にあるとおり20%をやりたいと思っておりますけど、現実的に14人の人間の話し合いの中で決まっていく問題です。10%で折り合いしましたし、今度議会活性化特別委員会の中で、昨年、5%カットという形で落ちつきました。その延長線上の中で私は今回、新しい議員の皆様も踏まえて考えてまいりました。だから私は当然、議会基本条例は別として、この問題はこの10月からやるべきだと、こう思っております。なぜならば、きょう可決されても、じゃあ10月間に合わないか、そこは違うと思うんです。この12月には期末手当が出ます。そこから引くことだってできます。たまたま手抜きしているだけです。そのような形の中で、皆さん考えていただきたい。この年度から職員の皆さんは退職金までカットされてます。職員にばかり痛みばかり押しつけといて、議員何してんねんといったときに、こんな基本条例云々の規則の中で言う問題かと、僕は情けなくなりま

した。どうか皆さん、職員の痛みというのは本当きついですよ。5%、退職金、それは少なくとも平成26年度末まで続くんですよ。後はどのような形で町がやりよるか、私は知りませんが、少なくともその流れ、傾向は、僕は続くと思います。なぜならば、限られた財源しかないからです。これがバラ色のような財源があると思っただけは、僕は絶対だめだと思うんですよ。この町政を考えるときに、少なくとも一般と財政再建策を考えなきゃいけない。そういう状況の中で、ぜひとも議員も身を切っていただいて、なおかつこの形をとりながら、基本条例の中で、やはりもう少し、あるいは真剣に、先ほど維新の会の皆さんおっしゃったように、公聴会、いろいろなことを、皆さんの意見を聴いて、あるいは報酬審議会も踏まえて検討すればいいだけの話であって、30万円を変えない5%をカットというのは、僕は当然だと思いますので、皆様の御賛同いただきたく、私の賛成討論とさせていただきます。よろしく御協力をお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

次に反対討論。

岩城重義議員。

○7番（岩城重義君）

7番・岩城です。

反対の討論をさせていただきます。

前回、前々回と、私は喜んでカットに賛成をしてまいりました。それは先ほど福岡前議長が言われたとおりであったんですけども、今回、前回と違うところは、民主党政権が終わりまして自民政権、安倍総理大臣が目指している方向は、やっぱり景気上げる、デフレからの脱却ということ、今、一生懸命頑張って景気上げていこうとしているところで、また賃金も上げていこうと言うてる最中でありまして。その最中に、

その世の中の流れと反対のような、逆らうようなことになる可能性があると思っております。議員の報酬も下げることは要らんし、職員の給与も、もうこれ以上上げる必要はないと思っております。一生懸命、安倍総理は、賃金の値上げを一生懸命頑張っているところです。豊能町の役場はまあ大手企業ですわな、いうたら。そやからもうお互いに、これ以上下げ合いすることなく、デフレからの脱却を目指すことが私は一番と思っておりますので、その理由のため反対をさせていただきます。よろしく願います。

○議長（竹谷 勝君）

そのほか討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立8：5）

○議長（竹谷 勝君）

起立多数であります。

よって、第7号議会議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議会運営委員会及び広報特別委員会より、閉会中の審査申し出があります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって、閉会中の審査を許可いたします。

以上で、本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

本臨時会閉会に当たり、町長より挨拶がございます。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

平成25年第6回臨時会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思っております。

本日は、早朝より御審議賜りまして、人事案件2件、そして工事請負契約関連2件につきまして御決定を賜り、まことにありがとうございます。

また、追加議案で提案させていただきました監査委員の人事案件につきまして御承認いただきまして、ありがとうございます。

これをもちまして、簡単ではございますが、私の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は早朝よりどうもありがとうございます。

○議長（竹谷 勝君）

これをもって、平成25年第6回豊能町議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午後3時27分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

第48号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第49号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第50号議案 工事請負契約の締結について

第51号議案 工事請負契約の一部変更について

第52号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて

第7号議会議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 3番

同 4番